

# 亀田クリニックにおける院内感染管理指針

## 1. クリニック感染対策に関する基本的考え方

亀田メディカルセンターの使命に基づき、患者ならびに医療従事者を感染症から守る。

医療関連感染の発生を未然に防ぎ、ひとたび発生した感染症が拡大しないように可及的速やかに制圧、終息を図ることとする。

## 2. 適応範囲

この、感染予防と管理プログラムは、亀田クリニックを対象とし、クリニック全ての部署、すべての職員および契約職員を網羅する。

## 3. クリニック感染対策のための委員会・組織に関する基本事項

クリニック感染防止対策部門が中心となりすべての職員に対して組織的に司る。

### (1) クリニック感染防止対策部門の構成

- ① 院長
- ② 事務室長
- ③ 看護師長(健康管理支援室・外来看護室)
- ④ 薬剤師

各専門職の代表とその他必要と認められるものを構成員として組織し、亀田クリニック医療安全管理室：感染防止対策部門に位置する。

### (2) クリニック感染防止対策部門の業務

クリニック感染防止対策部門を設け、月 1 回定期的に会議を行い、次に掲げる事項について審議を行う。また、緊急時は、臨時会議を開催する。

[クリニック感染防止対策部門審議事項]

- ① 感染防止対策の検討・推進
- ② 環境巡視の実施状況の把握とその対策
- ③ 感染管理に関する教育、研修
- ④ 針刺し・粘膜曝露による職業感染の対策
- ⑤ 感染防止対策に対する患者さまからの不安・要望に関する事項と対策
- ⑥ 特定抗菌薬の使用状況(1 回/3 カ月)の把握と適正使用の推進

### (3) 院内感染管理者の業務

- ① 定期的診療所内巡視を中心となってい、現場の改善に努力する。
- ② 院内感染管理者は、重要事項を定期的に院長に報告を行う。
- ③ 重要な検討事項、異常な感染症発生時及び発生が疑われた際は、院内感染管理者はその状況及び患者/院内感染の対象者への対応等を院長へ報告する。
- ④ 院内感染対策に関する地域連携カンファレンスに参加する。  
また、新興感染症の発生等を想定した訓練に、少なくとも年1回参加する。

#### 4. 規程および手順

感染の予防と管理プログラムについて詳細な規程・手順は、感染管理マニュアルにある。規程は、感染症の罹患および伝播のリスクを特定し、削減するために策定され、亀田総合病院指導の下、クリニック感染防止対策部門メンバーにより承認される。

#### 5. リスクに基づいた取り組みとサーベイランス活動

疫学的に重要な感染症、手順および実践の特定を通じて、医療関連感染のリスクおよびインシデントの予防、削減するための取り組みを行う。

(1) 以下のデータを収集し評価する。

- ① 針刺し・粘膜曝露による職業感染
- ② 手指衛生順守率(外来・手術室・注射センター)

(2) 微生物検査の報告

必要時、微生物検査室から担当医へ報告する。

(3) 環境巡視

- ① 手指衛生の遵守率(外来・手術室・注射センター)
- ② 滅菌物の管理
- ③ 感染性廃棄物の管理
- ④ 個人防護具と経路別感染予防策の手順
- ⑤ 清掃と消毒の方法
- ⑥ 個人防護具の正しい使用
- ⑦ リネンおよびリネン管理

・これらの活動の詳細な説明は、感染管理マニュアル、廃棄物マニュアルに記載されている。

(4) 各部署への周知徹底

- ① 所属長 Teams による伝達
- ② 新入職者・中途採用者への共通オリエンテーション

(5) 患者・家族・訪問者に対する教育

- ① ポスター掲示
- ② デジタルサイネージ
- ③ ホームページ

#### 6. ベンチマーク

感染率は、JANIS などのデータベースを通じ、他の病院と比較される。

#### 7. 教育活動

- ・ ケアへの関与によって適応がある場合、職員、患者、家族やその他の介護者に感染の予防対策に関する教育を提供する。
- ・ 職員は、亀田総合病院地域感染症疫学・予防センター主催の研修(講演会・セミナー等)を、年2回以上研修を受講する
- ・ 全ての入職者を対象とした各部門でのオリエンテーションの実施

## 8. 職員の健康管理

針刺しや粘膜への血液・体液曝露をした際の再発予防の検討

## 9. 空気・接触感染症のある患者が多数来院した場合を管理するプロセス

- 伝染性のある疾患をもつ患者が多数来院した場合の管理手順を策定し、実施する。
- 多数の患者が来院した場合の患者管理について感染管理マニュアルに記載されている。

## 10. 施設改築、解体の監視

施設の改築、解体、改修にともなう感染リスクを監視するため、亀田総合病院(地域感染症疫学・予防センター)に相談を行う。

## 11. 報告疾患

報告義務のある疾患を監視し、行政への報告体制を整え、医師を支援する。

## 12. 院内感染管理指針の閲覧

患者さま等に当該指針の閲覧を求められた場合は、職員は速やかに提示し必要に応じ説明など対応する。

亀田クリニック医療安全管理委員会  
院内感染管理者

作成:2022 年 4 月25日  
更新:2025 年 8 月 22 日